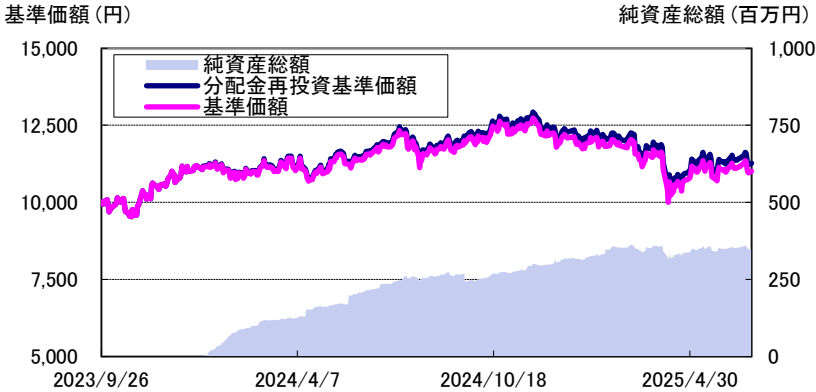


新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

追加型投信／海外／不動産投信  
2025年6月30日基準

運用実績の推移



（設定日：2023年9月27日）  
基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。  
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
分配金再投資基準価額＝前日分配金再投資基準価額×（当日基準価額÷前日基準価額）（※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み）  
基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。  
上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

騰落率（税引前分配金再投資）

| 1ヵ月    | 3ヵ月    | 6ヵ月    | 1年     | 設定来    |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| -0.52% | -3.96% | -8.23% | -5.12% | 12.69% |

※ 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。  
※ 各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金実績（税引前） ※直近3年分

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 第1期（2024.01.05） | 30 円  |
| 第2期（2024.03.05） | 30 円  |
| 第3期（2024.05.07） | 30 円  |
| 第4期（2024.07.05） | 30 円  |
| 第5期（2024.09.05） | 30 円  |
| 第6期（2024.11.05） | 30 円  |
| 第7期（2025.01.06） | 30 円  |
| 第8期（2025.03.05） | 30 円  |
| 第9期（2025.05.07） | 30 円  |
| 設定来累計分配金        | 270 円 |

※ 分配金は1万口当たり。  
※ 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  
※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

基準価額・純資産総額

|       | 当月末      | 前月末      |
|-------|----------|----------|
| 基準価額  | 11,009 円 | 11,067 円 |
| 純資産総額 | 350 百万円  | 350 百万円  |

※基準価額は1万口当たり。

|       | 基準価額     | 基準日        |
|-------|----------|------------|
| 設定来高値 | 12,739 円 | 2024/11/26 |
| 設定来安値 | 9,536 円  | 2023/10/26 |

※設定来高値・設定来安値は、同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

ポートフォリオ構成

|         |        |
|---------|--------|
| 不動産投信現物 | 95.3%  |
| 現金等     | 4.7%   |
| 合計      | 100.0% |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 不動産投信先物          | 0.0%  |
| 不動産投信実質組入（現物＋先物） | 95.3% |

※ 組入比率は、純資産総額に対する割合です。  
※ 現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

基準価額変動の要因分析（円）

|       |      |
|-------|------|
| キャピタル | -164 |
| インカム  | 51   |
| 為替要因  | 69   |
| 小計    | -44  |
| 信託報酬  | -16  |
| その他要因 | 1    |
| 分配金   | -    |
| 合計    | -58  |

※ 要因分析は組入資産の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

※当資料は9枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。  
※P.7の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご覧ください。



新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

2025年6月30日基準

新光 US-REIT オープン・マザーファンドの内容

ポートフォリオの状況

|                                                              |       |
|--------------------------------------------------------------|-------|
| 構成銘柄配当利回り（加重平均）                                              | 3.48% |
| （参考指標）FTSE NAREIT All Equity REITs<br>インデックス配当利回り（配当込み）（円換算） | 3.96% |

※ 構成銘柄配当利回り（加重平均）はマザーファンドのものであり、キャッシュを含めたものです。  
構成銘柄配当利回りは、投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、  
当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。  
※ FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス配当利回りは、参考指標のものであり、  
配当利回りは、投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、  
当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。

業種別組入比率

| 業種       | 組入比率  |
|----------|-------|
| 住居       | 18.4% |
| 医療施設     | 14.1% |
| 商業・小売    | 13.1% |
| 通信       | 12.7% |
| データセンター  | 12.6% |
| 産業施設     | 10.9% |
| 貸倉庫      | 6.3%  |
| 特殊施設     | 4.0%  |
| ゲーミング    | 2.5%  |
| 複合施設     | 2.4%  |
| 森林       | 1.5%  |
| ホテル・レジャー | 1.4%  |

※ 組入比率は組入価証券評価額に対する割合です。  
※ 業種はNAREIT（全米不動産投資信託協会）によるもの  
です（以下同じ）。

| （各業種が保有する物件例）  |                          |
|----------------|--------------------------|
| 複 合 施 設        | 複数の業種にまたがって投資            |
| 医 療 施 設        | 高齢者向け住宅や医療用オフィスビル、介護施設など |
| 貸 倉 庫          | トランクルームやコンテナなど           |
| 産 業 施 設        | 物流施設など                   |
| オ フ ィ ス        | オフィスビルや研究開発施設など          |
| 住 居            | 賃貸のマンションや戸建て住宅など         |
| 商 業 ・ 小 売      | ショッピング・センターやモールなど        |
| ホ テ ル ・ レ ジャ ー | シティホテルやリゾートホテルなど         |
| 特 殊 施 設        | 刑務所や娯楽施設など               |
| 森 林            | 植林地や種苗場など                |
| 通 信            | 通信基地局用の鉄塔やエネルギー関連施設など    |
| デ ー タ セ ン タ ー  | データセンターやテクノロジー関連施設など     |
| ゲ ー ミ ン グ      | カジノ施設など                  |

組入上位10銘柄

（組入銘柄数：33）

|    | 銘柄名                    | 業種      | 組入<br>比率 | 概要                                                                                                                      |
|----|------------------------|---------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ウェルタワー                 | 医療施設    | 8.8%     | 老人ホームや介護施設、病院、特殊ケア病院などを所有し、米国各地や英国、カナダで事業を展開しています。                                                                      |
| 2  | アメリカン・タワー              | 通信      | 8.6%     | 米国内外で無線通信基地局用の鉄塔などを保有・運営する通信REITです。                                                                                     |
| 3  | デジタル・リアルティ・トラスト        | データセンター | 6.2%     | 米国を中心に、情報産業関連企業や企業用データセンターなど、テクノロジー関連不動産の所有、買収、再配置、管理などを手掛けるREITです。                                                     |
| 4  | エクイニクス                 | データセンター | 6.1%     | 世界各国でデータセンターを保有・運営し、顧客及びパートナー企業間で相互接続されたネットワークなどを提供するデータセンターREITです。                                                     |
| 5  | プロロジス                  | 産業施設    | 5.8%     | 企業向けに物流施設や周辺サービスを提供する米国最大の産業施設REITです。北米を中心に、欧州、日本など世界で施設を提供しています。2011年に旧プロロジスと同業大手のAMBプロパティ・コーポレーションが合併し、社名をプロロジスとしました。 |
| 6  | エクイティ・レジデンシャル          | 住居      | 4.7%     | 米国各地で、単身者または家族向けアパートメントを所有、運営する住居REITです。                                                                                |
| 7  | エクストラ・スペース・ストレー<br>レッジ | 貸倉庫     | 4.3%     | 米国各地で貸倉庫の保有・運営を手がける自社管理・運営型の貸倉庫REITです。船舶やキャンピングカー用の貸倉庫も手掛けています。                                                         |
| 8  | クラウン・キャッスル             | 通信      | 3.7%     | 主に米国内で無線通信基地局用の鉄塔やスモールセルと呼ばれる小型の基地局などを保有・運営するインフラストラクチャーREITです。                                                         |
| 9  | UDR                    | 住居      | 3.2%     | 全米で集合住宅を運営管理する住居REITです。主に、西海岸のワシントン州およびカリフォルニア州の各都市や、東海岸のニューヨーク、ボストン、ワシントンDCなどに物件を保有しています。                              |
| 10 | アバロンベイ・コミュニティーズ        | 住居      | 3.2%     | 米国内の新規参入が困難な地域を中心に、優良な住宅コミュニティの開発・再開発・運営を手掛ける住居REITです。                                                                  |

※ 組入比率は純資産総額に対する割合です。  
※ 当該個別銘柄の揭示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

※当資料は9枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。  
※P.7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。



アセットマネジメントOne

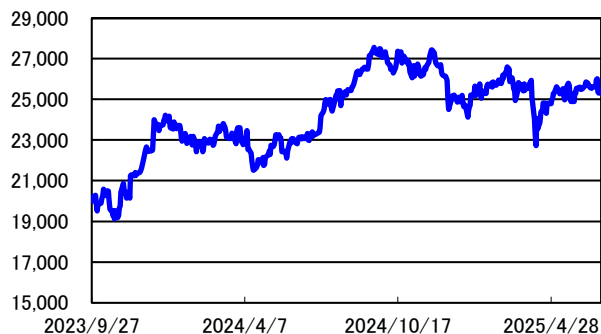
# 新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

市況動向（設定来）

2025年6月30日基準

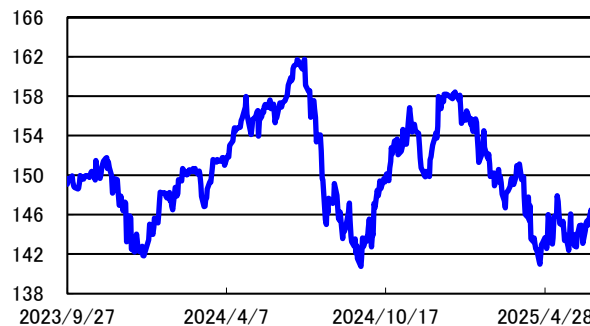
## FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス（配当込み）



※ Bloombergのデータをもとに委託会社が作成しています。

## 米ドル／円

（円）



※ 米ドル／円は、一般社団法人 投資信託協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値（TTM）です。

### FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス（配当込み）について

- ・FTSEが発表する、米国の代表的なREIT株価指数です。1971年12月末を100として計算されています。
- ・FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス（配当込み）は当ファンドの参考指標であり、ベンチマークではありません。
- ・新光 US-REIT オープン（隔月決算型）（以下、「当ファンド」）は、アセットマネジメントOne株式会社（以下、「アセットマネジメントOne」）によって単独で開発されたものです。当ファンドは、いかなる方法においても、FTSE International Limited（以下、「FTSE」）、London Stock Exchange Group plcおよび、そのグループ企業（以下、総称して「LSE Group」）またはNareitによって出資、保証、販売または販売促進されることはありません。
- ・FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス（以下、「本指数」）のすべての権利はFTSEおよびNareitに帰属します。「FTSE®」はLSE Groupの商標であり、ライセンス契約に基づきFTSE International Limited（「FTSE」）によって使用されています。「NAREIT®」はNareitの商標です。
- ・本指数はFTSEによって計算されます。FTSE、LSE Group、Nareitはいずれも、如何なる者に対しても(a)本指数の使用、信頼、または誤謬、(b)当ファンドへの投資または運営に起因する如何なる義務も負いません。FTSE、LSE Group、およびNareitは、当ファンドから得られる結果、またはアセットマネジメントOneによって提示される目的に対する本指数の適合性に関して、いかなる請求、予測、保証、または表明も行いません。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

※当資料は9枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。  
※P.7の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご覧ください。



アセットマネジメントOne

## 新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

2025年6月30日基準

### マーケット動向とファンドの動き

6月の米国REIT市場は前月比で小幅に下落しました。上旬は、堅調な米雇用統計などを受けてオフィスREIT主導で上昇しました。中旬は、中東情勢への懸念からリスク回避の動きが強まり、下落しました。下旬は、米長期金利低下が支えとなったものの、データセンターREITが示した低めの収益見通しが嫌気されたことや、米ニューヨーク市長選予備選の結果を受けて賃料抑制懸念からオフィスREITが売られ、下落しました。トータル・リターンベースで見ると、当月の米国REIT市場は▲0.08%となりました。大型株の多いS&P500指数は+5.09%、小型株のラッセル2000指数は+5.44%となりました。為替市場において、米ドルは円に対して前月末比で上昇しました。

社会・構造的変化を踏まえて配当利回りが低位であっても高い成長性が見込まれる銘柄に注目して運用を行っています。当月は、アウトレットの運営を手掛ける商業・小売住宅REITを新規で買い付けた一方、冷蔵倉庫を運営する産業施設REITや森林REITの一部売却を行いました。また、データセンターREIT内で銘柄の調整売買も行いました。

### 今後のマーケット見通しと今後の運用方針

米国経済の成長見通しが鈍化しているものの、市場では金利引き下げ期待が高まっていることやインフレ指標に落ち着きが見られることから、米国REITにとって良好な投資環境が整っていると考えます。過去も、FRB（米連邦準備理事会）が金利を引き下げ始めると、米国REITのパフォーマンスは良好となる傾向がありました。金利の低下は不動産価値を安定させるほか、支払金利が抑制されることで収益が改善します。しかし、トランプ減税法案の行方など不確実性が残っているほか、地政学的リスクも懸念材料です。そうした不安要素がある中で、キャッシュフローの安定性と着実な成長を持つ企業へ投資家の選好が進む可能性はあると考えます。不動産のなかでも、見通しにはリスクが残っているセクターや地域があるため、景気に敏感なセクターに対して慎重な姿勢で、マクロ経済の変動に左右されずに成長する銘柄の投資機会を狙っています。

トランプ政権の関税政策の行方に注目が集まっていますが、米国REIT市場は、FRBの金融政策への思惑や長期金利の動向に左右される展開が続くと見られます。

このような環境下、循環的な経済回復と構造的成長のバランスをとることを目指してポートフォリオの構築を進めています。引き続き、健全なバランスシート、優良な資産・テナント顧客、規律ある経営方針を有し、債務返済の資金調達に対する懸念が少ない銘柄や流動性の高い銘柄を選好しています。セクター別では、住居REITや医療施設REIT、通信REITなどの組み入れを高位としています。また、利回りが低位であっても構造的に高い成長性が見込まれる銘柄などに注目しています。

※上記のマーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、今後のマーケット見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により当該運用方針が変更される場合があります。

※当資料は9枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。  
※P.7の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご覧ください。



アセットマネジメントOne

# 新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

2025年6月30日基準

## ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

主として米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券(以下「US-REIT」といいます。))に実質的に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

- 主として新光 US-REIT オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。))を通じてUS-REITに分散投資を行い、市場平均よりも高い水準の配当収益の確保と長期的な値上がり益の獲得を目指した運用を行います。
  - 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
  - 銘柄の選定にあたっては、上記の投資目的を前提に、US-REITの業績動向と企業内容ならびに保有する不動産の価値などについてバランス良く調査し、長期的な成長性または内在する価値からの割安度を重視します。
  - ポートフォリオの構築に際しては、全体の流動性に十分留意します。
  - US-REITの実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
  - 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- マザーファンドにおけるUS-REITの運用指図に関する権限を、インベスコ・アドバイザーズ・インクに委託します。
  - インベスコ・アドバイザーズ・インクは、世界的な独立系運用会社の一つであるインベスコ・リミテッドの一員です。同社の不動産部門であるインベスコ・リアル・エステートは米国テキサス州ダラスに本拠を置き、1983年より運用を開始しています。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。))に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 保有不動産への評価 …………… 不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投資信託が保有する物件の賃貸料収入が減ったり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、US-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性がありま。また、不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することでUS-REITの価格も下落することがあります。さらには保有不動産が地震や火災の被害を受けた場合など、予想不可能な事態によってUS-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性がありま。
- 配当利回り水準 …………… 不動産投資信託の利益の減少はUS-REITの配当金の減少をもたらし、当ファンドの収益分配金に影響を与える可能性があります。また、US-REITの配当金の減少はUS-REITの価格を下落させる要因にもなります。US-REITの配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、US-REITの相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、US-REITの配当利回りの水準に変化がない場合はUS-REITの価格が下落する要因になります。景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では、必ずしもUS-REITの価格が下落するとは限りません。
- 企業体としての評価 …………… 不動産投資信託は、運用会社をはじめとする関係者により運営される企業体と見ることができます。この不動産投資信託の投資・運営の巧拙、財務内容により、US-REITの価格も変動することが考えられます。不動産投資信託では、資金の借り入れや債券の発行により不動産に投資することがあります。この場合、金利が上昇したときには一般に支払金利が増加することから利益の減少要因となり、US-REITの価格が下落する要因になります。また、財務内容の悪化などにより不動産投資信託も倒産、上場廃止となる場合があります。
- 取引所における取引の需給関係による価格変動リスク …………… 一般に有価証券は、新規発行などにより大幅に供給が増加すると取引価格が下落する傾向が見られます。特定の不動産投資信託または複数の不動産投資信託の増資や新規上場などにより、取引所における証券の供給が増加したときは、当該不動産投資信託の個別の証券だけでなく全体的にUS-REITの価格が下落することがあります。
- 取引所における取引量が減少または無くなることによる流動性リスク …………… 取引所での売買高が少ない場合や、上場廃止などにより取引所で取引ができなくなった場合は、証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できないことがあります。特に流動性が低下したUS-REITを売却する場合には、当ファンドの基準価額を下落させる要因になることがあります。
- 為替変動リスク …………… 外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
- カントリーリスク …………… 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※当資料は9枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

※P.7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。



アセットマネジメントOne

新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

2025年6月30日基準

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)                                                                                                                                                                                                                                            |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                                                                          |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 換金単位                   | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                                                                                                |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                |
| 申込締切時間                 | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                        |
| 購入・換金<br>申込不可日         | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ニューヨークの銀行の休業日                                                                                                                                                                                       |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                         |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                                                                                   |
| 信託期間                   | 2048年9月7日まで(2023年9月27日設定)                                                                                                                                                                                                                                        |
| 繰上償還                   | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合<br>・やむを得ない事情が発生した場合                                                                                                                     |
| 決算日                    | 毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各5日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                            |
| 収益分配                   | 年6回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                               |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。 |

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。  
※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

●投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 |
| 換金手数料   | ありません。                                                        |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。      |

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.65%(税抜1.5%)</b><br>※委託会社の信託報酬には、マザーファンドのREITの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(インベスコ・アドバイザーズ・インク)に対する報酬が含まれます。<br>※マザーファンドの純資産総額が5,000億円を超える場合には、委託会社が支払う投資顧問報酬から次の額が控除され、当該額を委託会社が収受します。<br>控除額(年額)：150,000,000円＋(マザーファンドの純資産総額－5,000億円)×0.06%<br>*上記の控除額はマザーファンドにおける当ファンドの持分にに応じて按分されます。 |
| その他の費用・<br>手数料   | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。                                                                                                  |

# 新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

2025年6月30日基準

## 投資信託ご購入の注意

投資信託は

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に不動産投資信託証券（リート）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますもので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点（2025年7月10日）のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆委託会社およびファンドの関係法人 ◆

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>三井住友信託銀行株式会社
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>インベスコ・アドバイザーズ・インク

### ◆委託会社の照会先 ◆

- アセットマネジメントOne株式会社
- コールセンター 0120-104-694  
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

※当資料は9枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。



アセットマネジメントOne

新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

2025年6月30日基準

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。2025年7月10日現在

| 商号           | 登録番号等                     | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 備考 |
|--------------|---------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 株式会社筑邦銀行     | 登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第5号     | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社沖縄海邦銀行   | 登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第3号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 近畿産業信用組合     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第270号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 第一生命保険株式会社   | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第657号    | ○           | ○                           |                             |                                    |    |
| 永和証券株式会社     | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第5号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社SBI証券    | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号   | ○           |                             | ○                           | ○                                  |    |
| 岡地証券株式会社     | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第5号    | ○           | ○                           |                             |                                    |    |
| 株式会社しん証券さかもと | 金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 島大証券株式会社     | 金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第6号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 新大垣証券株式会社    | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第11号   | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 大熊本証券株式会社    | 金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 楽天証券株式会社     | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号  | ○           | ○                           | ○                           | ○                                  |    |
| moomoo証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3335号 | ○           | ○                           |                             |                                    |    |
| フィリップ証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第127号  | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| マネックス証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号  | ○           | ○                           | ○                           | ○                                  |    |
| 松井証券株式会社     | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号  | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| 三豊証券株式会社     | 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第7号    | ○           |                             |                             |                                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

新光 US-REIT オープン（隔月決算型）

愛称：ゼウス（隔月決算型）

2025年6月30日基準

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。  
○印は協会への加入を意味します。

2025年7月10日現在

| 商号                                     | 登録番号等                  | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 備考 |
|----------------------------------------|------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 福島信用金庫                                 | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第50号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 北群馬信用金庫                                | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第233号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 鹿沼相互信用金庫                               | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第221号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 青木信用金庫                                 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第199号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 横浜信用金庫                                 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第198号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 中南信用金庫                                 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第195号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 新潟信用金庫                                 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第249号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 長野信用金庫                                 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第256号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| しずおか焼津信用金庫                             | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第38号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 沼津信用金庫                                 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第59号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 瀬戸信用金庫                                 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第46号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 豊川信用金庫                                 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第54号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 西尾信用金庫                                 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第58号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 北伊勢上野信用金庫                              | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第34号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 桑名三重信用金庫                               | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第37号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 滋賀中央信用金庫                               | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第79号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 京都信用金庫                                 | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第52号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 奈良信用金庫                                 | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第71号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 兵庫信用金庫                                 | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第81号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 玉島信用金庫                                 | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第30号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 吉備信用金庫                                 | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第22号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 備前日生信用金庫                               | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第40号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 高松信用金庫                                 | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第20号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券）   | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号  | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| 株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マ<br>ネックス証券株式会社）  | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社） | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号  | ○           |                             | ○                           |                                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。  
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。  
<備考欄について>  
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。  
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。  
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

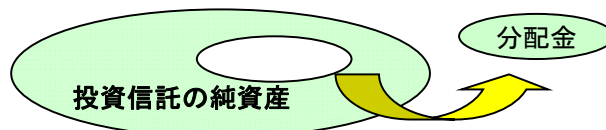
(原則、金融機関コード順)

# 収益分配金に関する留意事項

別紙1

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

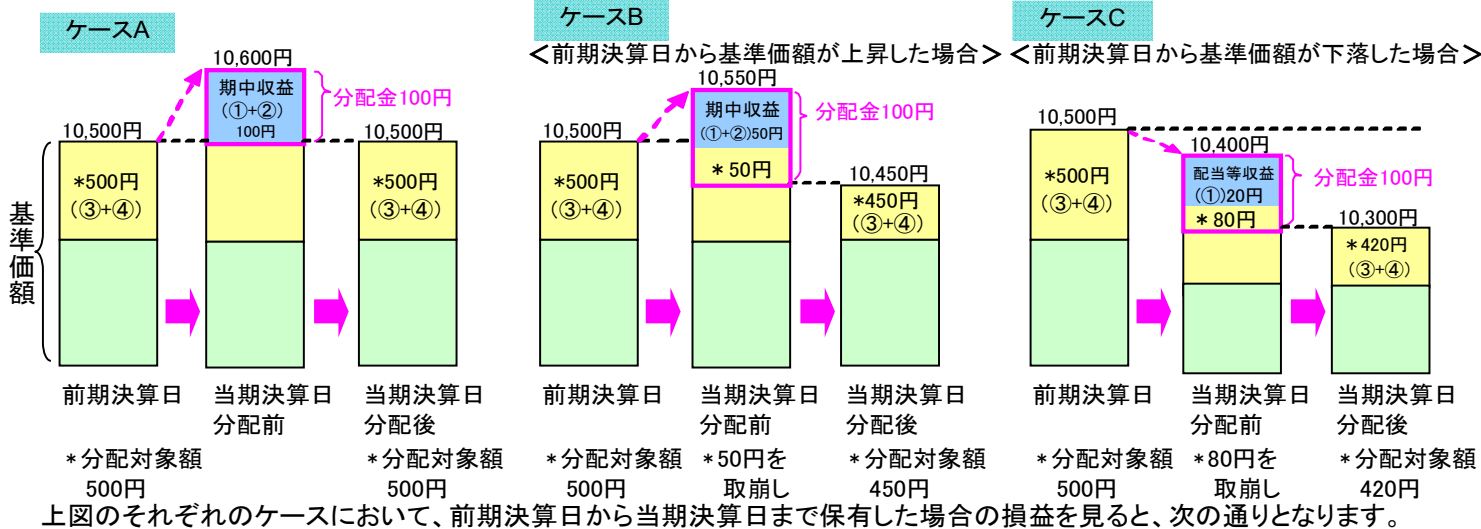
## 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円  
 ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円  
 ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

